

資 料 目 次

- 資料 1 時間割モデル（基本形）
- 資料 2 履修プログラムと履修科目の関係
- 資料 3 大分大学教職大学院教育課程連携協議会設置要綱
- 資料 4 大分大学教職大学院の認証評価実施について

資料 1 時間割モデル（基本形）

○管理職養成履修プログラム（1年次）

前期	月	火	水	木		金	
1	カリキュラム デザイン基礎	生徒指導・教育相談・ 特別支援基礎	学校マネジメント 総合演習Ⅰ	学校の組織 づくり基礎	実習科目	教員の専門 性開発基礎	実習科目
2		学校経営の理論と 実践研究					
3		教育法規の解釈・運 用に関する実践研究		授業開発・ 学習指導 基礎			
4		学校経営課題研究Ⅰ					
5							
集中等	学校実践総合演習(2日)						

後期	月	火	水	木	金
1			学校マネジメント 総合演習Ⅱ	実習科目	
2			校内研究と教職員の 職能成長の実践研究		
3	学校危機管理の 理論と実践研究	学校間連携・ 地域連携の実践研究			
4		学校経営課題研究Ⅰ			
5					
集中等	学校実践総合演習(2日)				

○管理職養成履修プログラム（2年次）

前期	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4		学校経営課題研究Ⅱ			
5					
集中等	実習科目（現任校において年間200時間）			教育実践研究報告書	

後期	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4		学校経営課題研究Ⅱ			
5					
集中等	実習科目（現任校において年間200時間）			教育実践研究報告書	
基礎理論科目		実践演習科目	高度専門科目	実習科目	省察科目

○中堅教員履修プログラム 主幹教諭型 (1 年次)

前期	月	火	水	木		金	
1	カリキュラム デザイン基礎	生徒指導・教育相談・ 特別支援基礎	学校マネジメント 総合演習 I	学校の組織 づくり基礎	実習科目	教員の専門 性開発基礎	実習科目
2		学校経営の理論と 実践研究					
3		教育法規の解釈・運 用に関する実践研究		授業開発・ 学習指導 基礎			
4		学校経営課題研究 I					
5							
集中等	学校実践総合演習 (2 日)			教育データの分析と活用 (2 日)			

後期	月	火	水	木	金
1			学校マネジメント 総合演習 II	実習科目	
2			校内研究と教職員の 職能成長の実践研究		
3	学校危機管理の 理論と実践研究				
4		学校経営課題研究 I			
5					
集中等	学校実践総合演習 (2 日)			教育データの分析と活用 (2 日)	

○中堅教員履修プログラム 主幹教諭型 (2 年次)

前期	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4		学校経営課題研究 II			
5					
集中等	実習科目 (現任教員において年間 200 時間)			教育実践研究報告書	

後期	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4		学校経営課題研究 II			
5					
集中等	実習科目 (現任教員において年間 200 時間)			教育実践研究報告書	
	基礎理論科目	実践演習科目	高度専門科目	実習科目	省察科目

○学卒院生履修プログラム 学級経営型 (1年次)

前期	月	火	水	木	金
1	カリキュラム デザイン基礎	生徒指導・教育相談・ 特別支援基礎	授業研究・子ども理解 総合演習Ⅰ	学校の組織 づくり基礎	教員の専門 性開発基礎
2	子ども理解・学校生活 の理論的探究				
3					
4	子ども支援の 理論と実践	教育実践基礎研究		授業開発・ 学習指導 基礎	
5					
集中等	学校実践総合演習(2日)			教育データの分析と活用(2日)	

後期	月	火	水	木	金
1			授業研究・子ども理解 総合演習Ⅱ	実習科目	
2	子ども理解・学校生活 の実践的開発				
3	学級における個と集団の とらえ方の実践研究				
4		教育実践課題研究Ⅰ			
5					
集中等	学校実践総合演習(2日)			教育データの分析と活用(2日)	

○学卒院生履修プログラム 学級経営型 (2年次)

前期	月	火	水	木	金
1				実習科目	
2					
3					
4		教育実践課題研究Ⅱ			
5					
集中等	教育実践研究報告書				

後期	月	火	水	木	金
1				実習科目	
2					
3					
4		教育実践課題研究Ⅱ			
5					
集中等	教育実践研究報告書				
	基礎理論科目	実践演習科目	高度専門科目	実習科目	省察科目

○学卒院生履修プログラム 授業開発型 (1年次)

前期	月	火	水	木	金
1	カリキュラム デザイン基礎	生徒指導・教育相談・ 特別支援基礎	授業研究・子ども理解 総合演習Ⅰ	学校の組織 づくり基礎	教員の専門 性開発基礎
2					
3		学びの理論と 学習環境デザイン		実習科目	実習科目
4		教育実践基礎研究			
5	授業開発力の育成と 新教科領域の開拓Ⅰ				
集中等	学校実践総合演習(2日)		教育データの分析と活用(2日)		

後期	月	火	水	木	金
1			授業研究・子ども理解 総合演習Ⅱ	実習科目	
2			授業分析の 理論と実践研究		
3					
4		教育実践課題研究Ⅰ			
5	授業開発力の育成と 新教科領域の開拓Ⅱ				
集中等	学校実践総合演習(2日)		教育データの分析と活用(2日)		

○学卒院生履修プログラム 授業開発型 (2年次)

前期	月	火	水	木	金
1				実習科目	
2					
3					
4		教育実践課題研究Ⅱ			
5					
集中等	教育実践研究報告書				

後期	月	火	水	木	金
1				実習科目	
2					
3					
4		教育実践課題研究Ⅱ			
5					
集中等	教育実践研究報告書				
	基礎理論科目	実践演習科目	高度専門科目	実習科目	省察科目

○学卒院生履修プログラム 特別支援教育型（1年次）

前期	月	火	水	木	金		
1	カリキュラム デザイン基礎	生徒指導・教育相談・ 特別支援基礎	特別支援教育 総合演習Ⅰ	学校の組織 づくり基礎	教員の専門 性開発基礎		
2			特別支援教育・障害 児支援の現状と課題			実習科目	実習科目
3				授業開発・ 学習指導基 礎	障害児心理 のアセスメント と事例研究		
4		教育実践基礎研究					
5							
集中等	学校実践総合演習(2日)						

後期	月	火	水	木	金
1		自閉症児者の 行動理解	特別支援教育 総合演習Ⅱ	実習科目	
2					病気の子どもの 理解と支援
3					
4		教育実践課題研究Ⅰ			肢体不自由児の 理解と支援
5					
集中等	学校実践総合演習(2日)				

○学卒院生履修プログラム 特別支援教育型（2年次）

前期	月	火	水	木	金
1				実習科目	
2					
3					
4		教育実践課題研究Ⅱ			
5					
集中等	教育実践研究報告書				

後期	月	火	水	木	金
1				実習科目	
2					
3					
4		教育実践課題研究Ⅱ			
5					
集中等	教育実践研究報告書				
	基礎理論科目	実践演習科目	高度専門科目	実習科目	省察科目

資料3 大分大学教職大学院教育課程連携協議会設置要綱

大分大学教職大学院教育課程連携協議会設置要綱

平成31年2月1日

(設置)

第1条 大分県教育関係者との連携により、大分大学教職大学院の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、大分大学教職大学院教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大分大学大学院教育学研究科長
- (2) 大分県小学校長会から推薦された者 1人
- (3) 大分県中学校長会から推薦された者 1人
- (4) 大分県特別支援学校長会から推薦された者 1人
- (5) 大分県教育庁教育改革・企画課長
- (6) 大分県教育庁義務教育課長
- (7) 大分県教育庁特別支援教育課長
- (8) 連携協力校校長 1人
- (9) 教職開発専攻運営委員会委員長
- (10) 教職開発専攻教員 2人
- (11) 教育学部事務長
- (12) その他研究科長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号、第8号、第10号及び第12号の委員の任期は、当該年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより協議会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の協議会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、やむを得ない事由により協議会に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を協議会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 協議会の事務は、教育学部学務係及び教職大学院教務係担当教員において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

教評価第 3 号
平成31年4月8日

国立大学法人大分大学長
北野正剛 殿

一般財団法人教員養成評価機構

理事長 田村 哲夫



大分大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学内
一般財団法人教員養成評価機構事務局

小勝・谷田部・井村

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp